

# 6次産業化の推進について

---

平成23年3月〇日

農林水産省

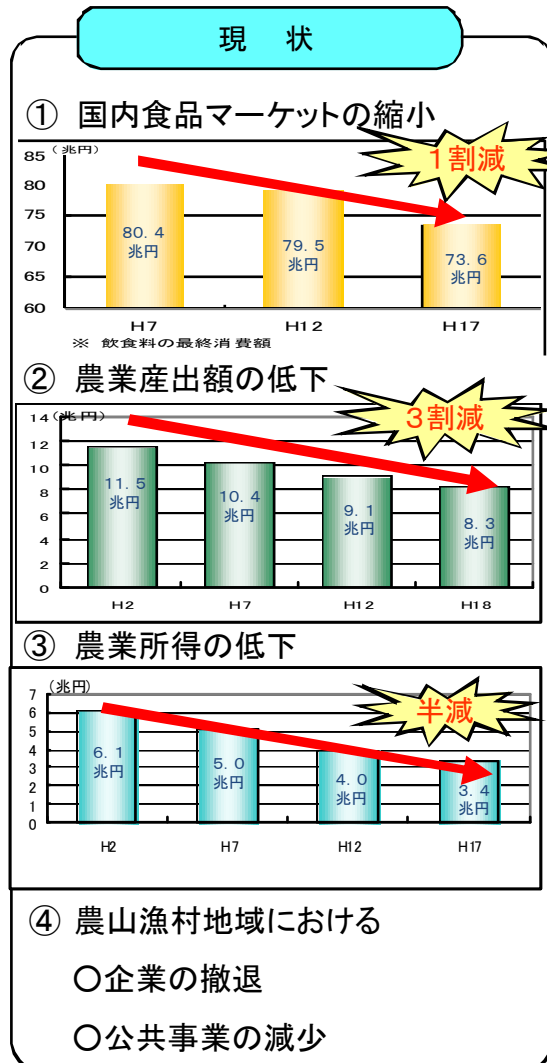
# 目 次

## 農山漁村の6次産業化の推進について

1 農山漁村の6次産業化の考え方	1
2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)の概要	2
3 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の概要	5
4 6次産業化の想定事例と支援策	6
5 総合化事業計画の認定要件	7
6 認定を受けた場合のメリット	9
7 申請書の記載例	17
8 六次産業化法の事業計画の認定までのフロー	20
9 今後の主なスケジュール	21
10 各地方農政局等における推進のネットワーク	22
〔参考〕	
窓口の一覧	23
平成23年度 未来を切り拓く6次産業創出総合対策	24

# 1 農山漁村の6次産業化の考え方

○ 雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、**農山漁村の6次産業化を推進**。



農山漁村に由来する様々な地域資源

- 農林水産物
- バイオマス
  - ・ 食品廃棄物
  - ・ 未利用間伐材
- 経験・知恵
- 自然エネルギー
- 風景
- 伝統文化

等

農山漁村の地域資源を活用し新たな事業に取り組もうとする産業

食品産業、観光産業、IT産業、化粧品・医薬製造業、エネルギー産業等

地域資源の有効活用

マーケットの拡大を図りつつ、農山漁村の6次産業化

- 生産・加工・流通(販売)の一体化による付加価値の拡大
- 〔農林漁業者による加工・販売分野の取組(多角化、複合化等)、農林水産物や食品の輸出等〕
- 2次・3次産業による農林漁業への参入
- 農林漁業と2次・3次産業との連携・融合による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出
- 〔バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出  
農商工連携の推進  
再生可能エネルギー利用の推進等〕

新たな付加価値を創出

雇用の確保と所得の向上による  
農山漁村地域の再生・活性化

## 2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)の概要

### 1 前文

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

### 2 目的

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「六次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

### 3 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(第2章) [6次産業化関係]

#### 国の支援措置等

##### (1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

- ◆ 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- ◆ 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象

##### 支援措置(各種法律の特例)

- ★ 農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大(促進事業者)、償還期限・据置期間の延長(償還期間:10年→12年、据置期間:3年→5年)(農業改良資金通法等)
- ★ 産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大(野菜生産出荷安定法)
- ★ 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化(農地法、酪肉振興法、都市計画法)
- ★ 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加(食品流通構造改善促進法)

##### (2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

- ◆ 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画

##### 支援措置(各種法律の特例)

- ★ 新品種の品種登録に要する出願料等を1/4に減免(種苗法)
- ★ 食品の加工・販売に関する研究開発・成果利用に必要な資金を債務保証の対象に追加(食品流通構造改善促進法)
- ★ 研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化(農地法)

#### 4 地域の農林水産物の利用の促進(第3章) [地産地消関係]

##### (1) 基本理念

①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。

(2) 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定

#### 5 施行日

[地産地消関係]	公布の日(平成22年12月3日)
[6次産業化関係]	公布の日から6か月以内(平成23年3月1日)

### 3 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の概要

#### 1 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進

##### 第1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

国内市場の活性化や海外市場の開拓により、農林水産物等の需要全体の拡大を図り、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進により、農林漁業者の所得を確保。

また、農山漁村の資源を有効に活用したバイオ燃料等の製造等の取組の促進により、地域内に雇用と所得を確保。

##### 第2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物の加工・販売に主体的に進出し経営を多角化・高度化する取組を推進。

また、地域の多様な事業者が水力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進。

##### 第3 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

総合化事業計画は5年以内とし、計画の認定要件については、以下のとおり。

- ① 農林水産物等及び新商品(注)の売上高が5年間に5%以上増加、
- ② 農林漁業及び関連事業の所得が向上し、かつ、実施期間終了時点において売上高が経営費を上回っていること

(注)「新商品」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに開発、生産又は需要の開拓を行ったことのない商品をいう。

##### 第4 その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

インターネット、パンフレット等を活用し、わかりやすい形で情報を提供。地元機関、関係省庁等のネットワークの構築・活用により農林漁業者等の相談等に対応するとともに、地方農政局等に総合的な窓口を設置。また、幅広い知識・経験を有する「6次産業化プランナー」を全国に配置し、総合化事業の構想段階から事業化までを総合的にサポート。

#### 2 地域の農林水産物の利用の促進

第1 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項(法の基本理念に基づく地域の農林水産物の利用促進等)

第2 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項(直売所の年間販売額等に関する具体的な目標を設定)

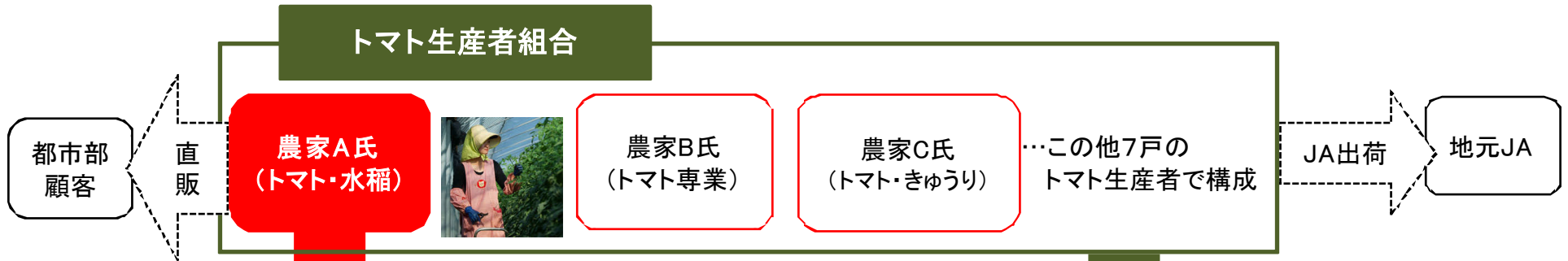
第3 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項(多様な直売の取組や学校給食における取組の促進等)

第4 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項(国民運動との連携等)

#### 3 施策の総合的な推進及び関係機関の連携等

# 4 6次産業化の想定事例と支援策

水稲やハウストマト栽培の盛んな山形県のA集落において、6次産業化に取り組むケース



支援措置(例)	<b>事業主体: 農家A氏</b> トマトクッキー・ケーキ加工に取り組む → 機器整備(事業費800万円)	<b>事業主体: トマト生産者組合</b> トマトジュース製造に取り組む → 施設整備(事業費1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無利子資金の償還期限を延長(10年→12年) (例)借入額800万円の場合、1年あたりの償還額が約25万円軽減(据置期間3年)</li> <li>○ 短期運転資金(新スーパーS)の貸付</li> <li>○ 新商品開発・販路開拓の支援 (例)試作品・パッケージ開発費等を支援(補助率3分の2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地転用等の手続きの簡素化 → 農地を農産加工・販売施設用途で転用する場合、別途の許可申請が不要</li> <li>○ 市中銀行からの借入について、低い保証料で債務保証を受けることが可能 (例)借入額1,000万円の場合、保証料は72,000円/年以下(保証範囲90%の場合)</li> </ul>



**促進事業者: 第3セクター** 地元農家の発案に基づき直売所を設置 → 直売所を整備(事業費1,200万円)

支援措置(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無利子資金の貸付対象者を第3セクターにも拡大→第3セクターも無利子資金を活用して、農産物・加工品を販売する直売所の整備が可能</li> <li>○ 無利子資金の据置期間の延長(3年→5年) → 償還計画にゆとりができ、直売コーナー立ち上げ時の負担を軽減</li> </ul>
---------	--

# 5 総合化事業計画の認定要件

(基本方針において規定)

☆認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要

## ①【事業主体】 農林漁業者等が行うものであること

(例) 農林漁業者(個人・法人)

農林漁業者の組織する団体(農協、集落営農組織等)

※任意組織も可。

(注) 事業主体の取組を支援する者を促進事業者(※機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等。事業規模は問わない。)として計画に位置づけることが可能

## ②【事業内容】 次のいずれかを行うこと

ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産)

イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入)

ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

↓(続く)

**③【経営の改善】 次の2つの指標の全てが満たされること**

**ア) 対象商品の指標**

農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること

**イ) 事業主体の指標**

農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向  
上し、終了年度は黒字となること

**④【計画期間】 5年以内(3~5年が望ましい)**

## 6 認定を受けた場合のメリット

### 【6次産業化プランナーによる総合的なサポート】

○構想段階から認定までの支援に加え、認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、プランナーが課題解決に向けフォローアップ。

### 【事業者の取組に対する資金援助】

#### 【融資等】

- 無利子融資資金(改良資金)の償還期限・据置期間の延長  
(償還10年→12年、据置3年→5年。上限額 個人 5千万円、法人・団体 1億5千万円)
- 促進事業者に対する無利子融資資金(改良資金)の貸付
- 短期運転資金(新スーパーS資金)の貸付  
(上限額 認定された個人:1千万円、法人:4千万円、金利 1.5%(22年12月現在))
- 食品の加工・販売に関する資金についての債務保証

#### 【補助金:未来を切り拓く6次産業創出総合対策等】

##### (6次産業総合推進事業)

※○新商品開発、販路開拓等に対する補助 (補助率:通常2分の1→認定3分の2)

##### (6次産業化推進整備事業)

※○農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助  
(補助率:2分の1等)

※印の事業のほか、知的財産権の取得や農林水産物等の輸出拡大の取組に対する補助などの事業は、認定事業者に対して採択時のポイント加算等の優遇措置を予定。

### 【交付金】

- 産地リレーによる野菜の契約取引について認定事業者のリスク軽減(交付金交付)

### 【施設整備等の手続き】

- 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化
- 市街化調整区域内で施設整備(開発行為)を行う場合の審査手続きを簡素化

### 【その他(検討中)】

- 農林水産省HP(本省及び各地方農政局等)において認定事業者名を掲載・公表
- 広報誌、メルマガ等の広報媒体への掲載
- 認定事業者向けの仲間づくり、研修会の開催、情報提供 等

## 農業改良資金利子補給金

【平成23年度概算決定額：506,660（78,400）千円】

### 対策のポイント

農業経営の改善に向けたチャレンジを支援する農業改良資金について、「農業の6次産業化の推進」「意欲ある多様な農業者の育成」の観点から、農業改良資金を拡充し、農業制度金融の充実を図ります。

### ＜背景／課題＞

「補助から融資へ」の政策転換の中、農業の6次産業化の推進、意欲ある多様な農業者の取組を支援するため、農業者等の創意工夫をより一層生かし、農業者が必要とする資金を円滑に調達できるようにしていくことが重要であり、融資制度の充実が求められています。

### 政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達を円滑化

### ＜主な内容＞

#### ・農業改良資金の拡充等

生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組に活用可能な無利子の農業改良資金について、「農業の6次産業化の推進」「意欲ある多様な農業者の育成」に伴い必要となる資金需要に対応するため、**融資枠を300億円に拡大**します。

併せて、本資金をより使いやすいものとするため、**貸付限度額を個人5,000万円（法人等1億5,000万円）に引き上げ**ます。

#### 制度の概要

- (1) 貸付対象者：主業農家、認定農業者等
- (2) 資金用途：施設資金等
- (3) 貸付限度額：個人5千万円 法人等1億5千万円
- (4) 貸付利率：無利子
- (5) 償還期限：原則10年以内(据置3年以内)
- (6) 融資枠：300億円※沖縄振興開発金融公庫分を含む

農業改良資金利子補給金：506,660（78,400）千円  
補助率：定額  
貸付主体：(株) 日本政策金融公庫

【お問い合わせ先：経営局人材育成課（03-3591-5831（直））】

## 無利子資金の償還期限・据置期間を通常より延長して、6次産業化の取組への負担を軽減します！！

### 対象

**認定を受けた農業者等(※1)及び促進事業者(※2)**

※1 総合化事業計画の認定を受けた農業者又はその組織する団体(当該認定を受けた団体の構成員又は出資者を含む。)

※2 農業者等の農業改良措置を支援する農業者等以外の者

### 支援内容

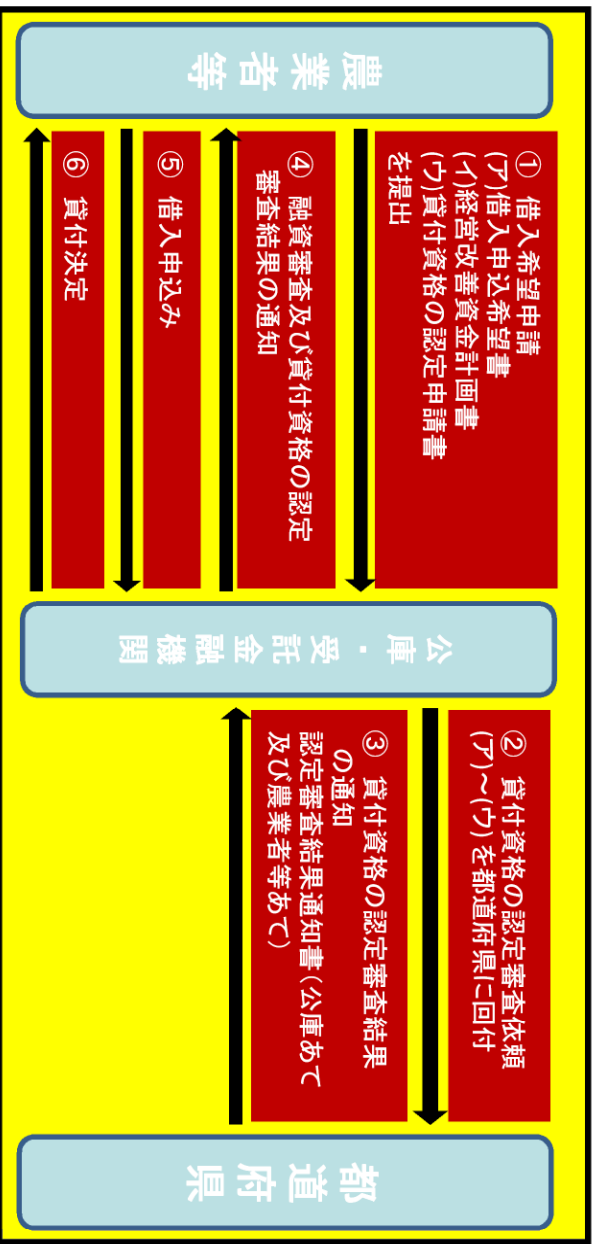
無利子資金の貸付け

融資限度額：個人 5,000万円、法人・団体 1億5,000万円

農業経営の改善を図ることを支援するため、新しい生産・加工・販売方式の導入に必要な資金を、**無利子で貸付けます。**

農林水産大臣の認定を受けた総合化事業計画(※3)に取り組む場合には、資金の借入について、**通常よりも償還期限・据置期間が2年延長されます(12年以内(5年以内))。**

※3 農業者が農産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画



### 御利用方法

○貸付主体は(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(沖縄県のみ)です。

○貸付けのご相談又は貸付けは、お近くの融資機関((株)日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行等)が対応いたします。

○都道府県の貸付資格(農業改良措置)の認定を受けることが必要です。

### 【本省担当部局】

関係機関 (株)日本政策金融公庫農林水産事業営業推進部

TEL:03-3270-4114

ホームページ: <http://www.afc.jfc.go.jp/finance/index.html>

農林水産省経営局人材育成課

TEL:03-3591-5831(直通)

ホームページ: [http://www.maff.go.jp/keiei/zinzai/kairyu\\_sikin/k\\_pr.html](http://www.maff.go.jp/keiei/zinzai/kairyu_sikin/k_pr.html)

## 農業経営改善利子補給金等交付事業 (新スーパーS資金)

### 6次産業化の取組に必要な短期運転資金を融通します！！

#### 対象

- ① 六次産業化法の総合化事業計画認定者
- ② 認定農業者

#### 支援内容

短期運転資金の低利での融通等

民間金融機関と都道府県農業信用基金協会(基金協会)との協調融資方式により、新たな短期運転資金(新スーパーS資金)を融通します。

本資金の借入に際しては、無担保無保証人で基金協会の債務保証を受けることが可能です。

#### 新スーパーS資金の概要

- (1) 資金用途: 農業経営に必要な短期運転資金一般(既往負債の借換えは含みません。)

[短期運転資金の例]

- ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- ・肉用畜畜、中小家畜等の購入費
- ・小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- ・営農用施設・機械の修繕費
- ・地代(賃借料)、営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ・生産技術、経営管理技術の修得費
- ・市場開拓費、販売促進費 等



- (2) 借入方式: 極度借入方式  
(極度額[借入金の上限額]を設け、その範囲内で随時借入、随時返済) 又は証書貸付



- (3) 極度額等の上限: 六次産業化法認定者  
個人: 1千万円、法人: 4千万円  
認定農業者  
個人: 500万円、法人: 2千万円
- (4) 借入利率: 1.5%(変動金利制。平成22年12月20日現在)
- (5) 取扱融資機関: 農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用組合

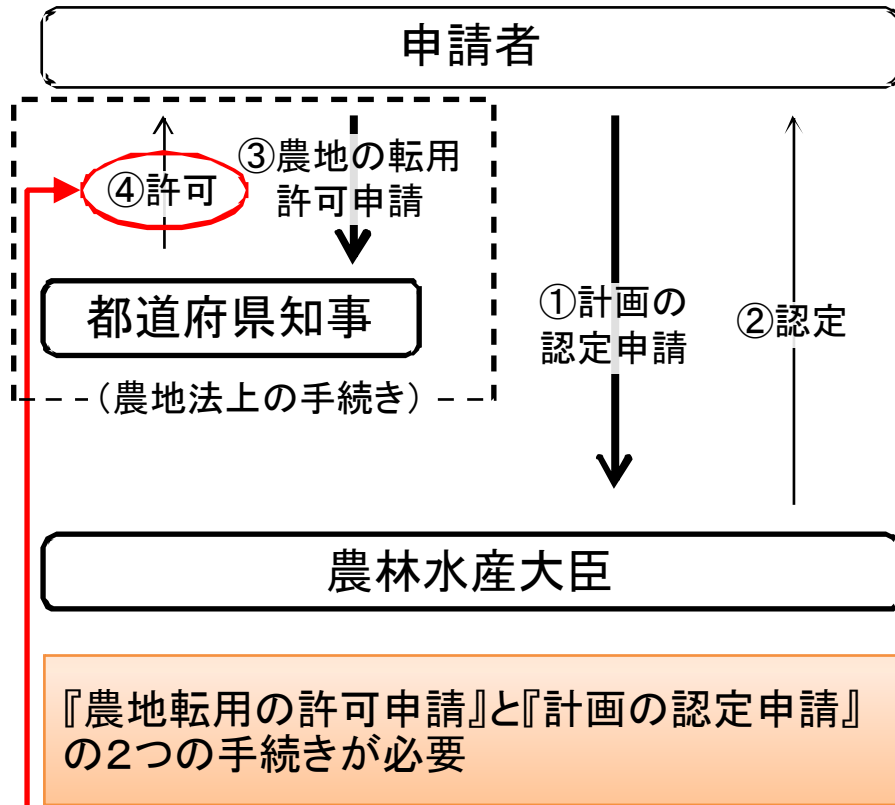
#### 【本省担当部局】

経営局 金融調整課 経営金融班

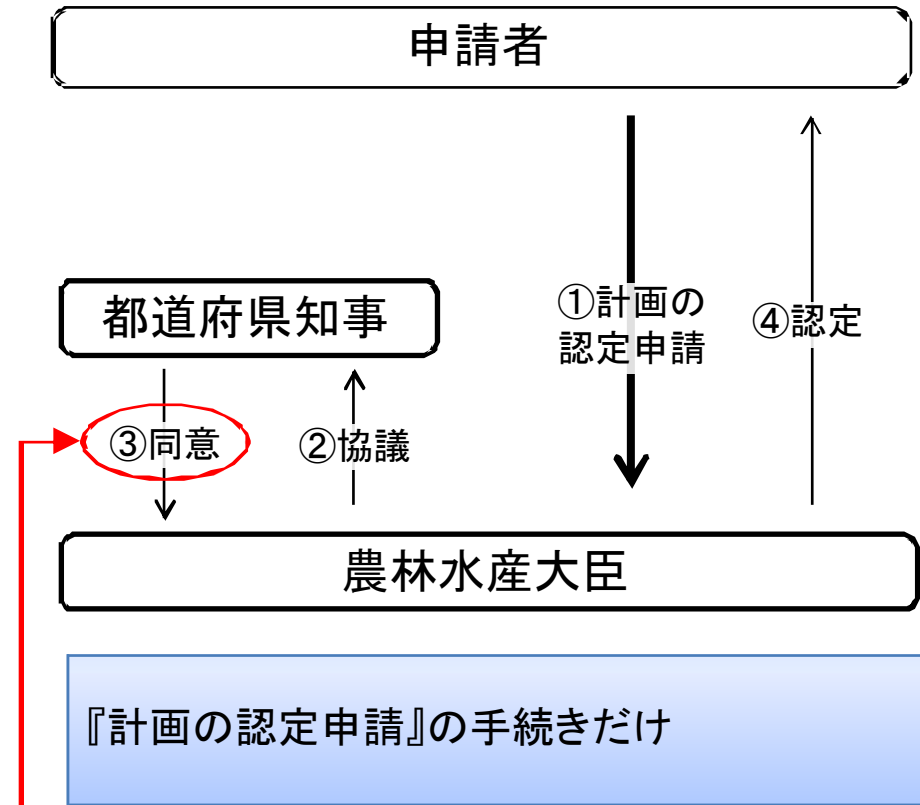
TEL:03-6744-2165(直通)

# 農地の転用を伴う計画を提出する場合の手続き

## 農地法の特例がない場合



## 農地法の特例がある場合



農地転用に関して、都道府県知事が農林水産大臣に対して同意する基準は、農地法上の基準と同じとなるよう条文上明記

⇒ 農地転用の許可に係る基準は緩和されない

# 六次産業化法の特例措置(リレー出荷の促進)

- 昨年11月に成立(3月1日施行予定)した**六次産業化法**においては、その**特例**として、指定産地によらず**リレー出荷**に取り組む生産者を**契約野菜事業の対象化**。
- さらに、**都道府県負担を軽減**することにより、本特例の活用による**契約野菜事業の活用を促進**。

## ○リレー出荷に係る特例の内容

<現行>

**契約野菜安定供給制度のうち  
数量確保タイプ**

- ・対象者  
登録出荷団体等(指定産地内)
- ・資金造成割合  
50(国) : 25(県) : 25(生産者)

【仕組み】

市場等から購入した場合の交付金 (増し分の9割)

市場購入価額 (平均価格の130%以上)

契約価額

市場から調達

契約数量

不足

不足確保分

増し経費

<今後>

六次産業化  
法

通知改正  
(3/1)

**契約野菜安定供給制度のうち  
数量確保タイプ**

産地連携野菜供給契約:  
複数の産地の生産者によるリレー出荷のための契約

- ・対象者  
産地連携野菜供給契約を実需者と締結の上、**六次産業化法の認定**を受けた生産者も支援対象(登録生産者とみなす)

さらに・・・

六次産業化法の認定を受けた場合  
(すでに登録認定者となっている者も可能)

- ・資金造成割合  
基本 50(国) : 10(県) : 40(生産者)  
特例 50(国) : 0(県) : 50(生産者)  
(従来の数量確保タイプは現行のまま)

この特例を受けるには・・・

- 産地強化計画(契約取引推進)を策定し、知事の認定
- 指定・特定産地の面積割合が50%未満

産地強化計画に記載されている

# リレー出荷の促進(発動要件の緩和)

○ 契約野菜事業のさらなる活用促進のため、六次産業化法の認定を受けた生産者が産地連携野菜供給契約に基づきリレー出荷の取り組む場合、品目に応じて、数量確保費用交付金の発動要件を緩和。

## ○見直しの内容

<現行>

### 契約野菜安定供給制度のうち 数量確保タイプ

・発動要件  
市場購入価格が、平年価格の  
**130%以上**

通知改正  
(4/1)

<今後>

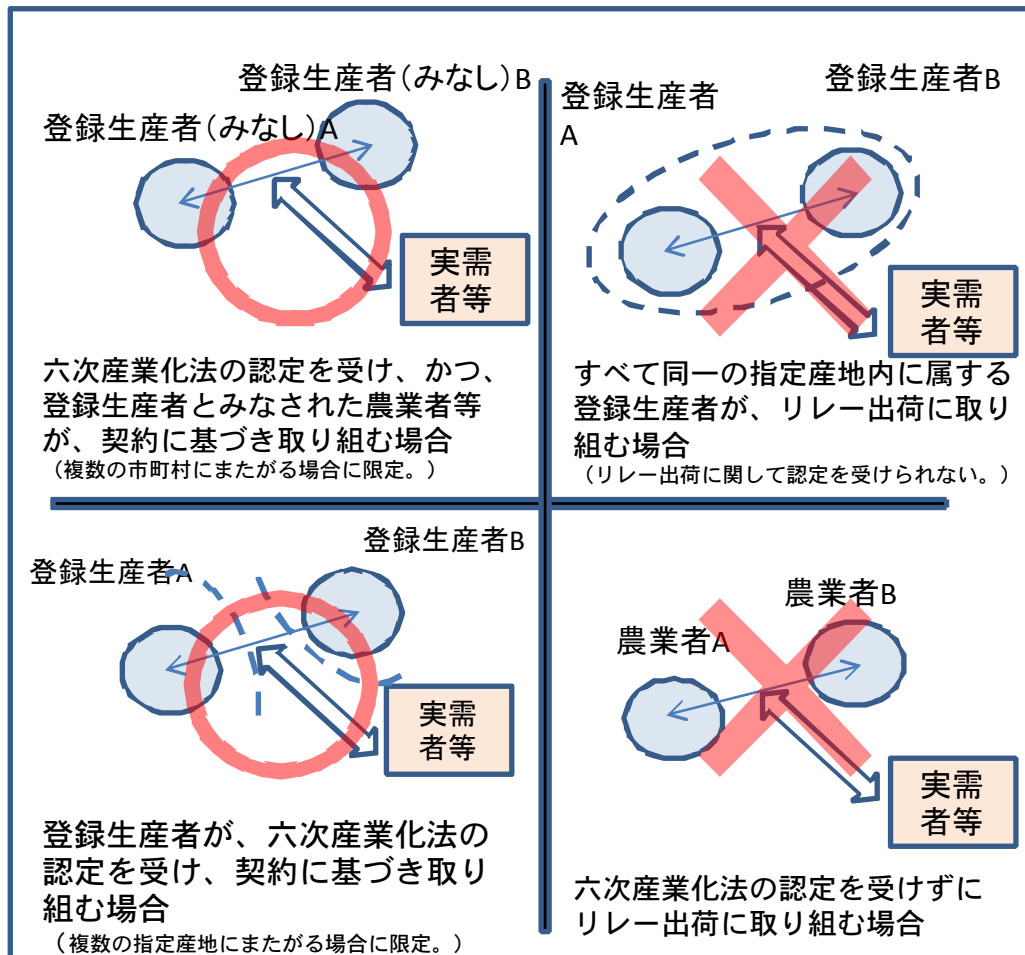
### 契約野菜安定供給制度のうち 数量確保タイプ

・発動要件  
市場購入価格が、平年価格の  
**110、120**又は130%  
(対象野菜(出荷期間)毎に予め設定)

指定野菜価格安定制度の平均交付率  
(2割)並に活用されるよう、対象野菜(出荷期間)毎に発動要件を引き下げ

## ○リレー出荷について

契約:産地連携野菜供給契約



・さらに、リレー出荷として認定を受けるには、出荷期間について一定の要件(全ての登録生産者が同一の出荷期間で出荷する場合は不可など)が定められる予定

# 7 申請書の記載例

(省令において様式を規定)

別記様式第1号 (第3条関係)

総合化事業計画に係る認定申請書

平成23年4月1日

農林水産大臣 殿

申請者 (代表者)  
住 所 沖縄県沖縄市〇-〇-〇  
氏 名 農業生産法人 株式会社〇〇印  
代表 〇〇 〇〇

申請者 (共同申請者)  
住 所 沖縄県沖縄市〇-〇-△  
氏 名 〇田 〇雄 印

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 「申請者」には、総合化事業を行う全ての農林漁業者等（認定を受けようとする農林漁業者等の構成員等及び促進事業者を除く。）を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(別紙) 総合化事業計画

1 事業名  
(記入する事業名の例)  
地域の特産品であるシークワサーとタンカンを利用した商品の加工・販売事業

2 申請者等の概要

申請者 (代表者)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①: 農業生産法人 株式会社〇〇	⑤: 1,000万円
②: 沖縄県沖縄市〇-〇-〇	⑥: 11名
③: 代表 〇〇 〇〇	⑦: 果樹作農業
④: 電話番号: 〇**-***-****1 FAX番号: 〇**-***-****1 担当者名: 〇野 〇子	⑧: 3月
共同申請者 (共同して申請する者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①: 〇田 〇雄	⑤: -
②: 沖縄県沖縄市〇-〇-△	⑥: 2名
③: -	⑦: 果樹作農業
④: 電話番号: 〇**-***-****2 FAX番号: 〇**-***-****2 担当者名: -	⑧: 12月
促進事業者 (促進事業者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①: 特になし	⑤: -
②: -	⑥: -
③: -	⑦: -
④: 電話番号: FAX番号: 担当者名:	⑧: -

(備考)

- 共同申請者又は促進事業者が2者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。
- 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

↓(続く)

3 農林漁業経営の現状

農業生産法人(株)〇〇は、市の特産品であるシークワサーを生産しているが、シークワサーは生果としての需要が非常に少ない。そのため、現行の生果生産のみでは、既存の流通経路を用いるほかなく、付加価値を高めづらい状態である。また、近年、シークワサーの価格が下落しており、収益が上がらない状況になりつつある。

しかし、シークワサーは、独特の酸味や健康面での効用が広く注目されており、市場ニーズに合わせた商品であれば、十分に収益性のある作物である。

また、〇田〇雄は、タンカンを生産しているが、シークワサーと同様に近年価格が下落しており、生果での販売以外の販売方法や商品開発を行う必要があると考えているところである。

4 総合化事業の目標

(1) 総合化事業全体の目標

タンカン入りシークワサージュースを商品開発・生産するとともに、その新たな販売ルートを開発することによって、経営の多角化・高度化を図り、農業経営に付加価値をとりこむことで、農業経営の改善を図る。

(2) 農林漁業経営の改善の目標

① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

現状(平成23年3月期)

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高(円) [販売数量(kg)×単価(円/kg)]
シークワサー	生果出荷	1200,000円 [10,000kg×120円/kg]
タンカン	生果出荷	720,000円 [6,000kg×120円/kg]
ア：売上高計		1920,000円

目標(平成26年3月期)

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高(円) [販売数量(kg)×単価(円/kg)]
シークワサー	生果出荷	1,000,000円 [10,000kg×100円/kg]
	直売	3,200,000円 [20,000kg×160円/kg]
タンカン	生果出荷	1,000,000円 [10,000kg×100円/kg]
	直売	1,600,000円 [10,000kg×160円/kg]
タンカン入りシークワサージュース	直売	3,000,000円 [10,000本×300円/本] ※シークワサー70,000kg、タンカン4,000kg使用
イ：売上高計		9,800,000円

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→ [売上高の増加率] 510% (= (イ÷ア) ×100)

② 農林漁業及び関連事業の所得

【農業生産法人(株)〇〇】

現状(平成23年3月期)		(単位:円)
ウ：農林漁業及び関連事業の売上高	2,000,000	
エ：経営費	1,500,000	
オ：所得(ウーエ)	500,000	

目標(平成26年3月期)		(単位:円)
カ：農林漁業及び関連事業の売上高	7,000,000	
キ：経営費	5,600,000	
ク：所得(カーキ)	1,400,000	

→ [所得の増加率] 280% (= (ク÷オ) ×100)

【〇田 〇雄】

現状(平成22年12月期)		(単位:円)
ウ：農林漁業及び関連事業の売上高	1,720,000	
エ：経営費	1,200,000	
オ：所得(ウーエ)	520,000	

目標(平成25年12月期)		(単位:円)
カ：農林漁業及び関連事業の売上高	4,600,000	
キ：経営費	3,200,000	
ク：所得(カーキ)	1,400,000	

→ [所得の増加率] 269% (= (ク÷オ) ×100)

(注) ②については、申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。補助金等を含む経常利益ベースで所得を計算することも可。

## 5 総合化事業の内容

### (1) 実施内容

#### ① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

(株)〇〇が、沖縄県沖縄市〇〇に加工施設を新たに整備し、(株)〇〇の生産しているシークワサー及び〇田〇罐の生産しているタンカンをブレンドしたジュースを開発・生産する。

具体的には、平成23年度中にブレンドジュースの商品開発及び加工施設の整備を行い、平成24年度より加工施設を利用したブレンドジュースの生産を行う。

なお、商品開発時には、観光みやげや贈答用にも適した商品となるように検討を行う。

#### ② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

〇田〇罐が沖縄市内に有する倉庫を改築し、直売所を設置し、シークワサー及びタンカンの生果及びジュースの販売並びに市内農業者の生産した野菜・果実等の販売を行う。

具体的には、現在、市内農業者に本直売施設での野菜・果実等の販売を打診しているところであり、平成24年度当初より直売施設の整備を行い、同年度中に直売施設での販売を開始する。

#### ③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

特になし。

### (2) 実施計画

#### ① 実施体制

責任者 : 〇〇 〇〇 ((株)〇〇代表) 及び〇田〇罐

商品開発 : 〇〇 ((株)〇〇商品開発担当)、〇田〇罐

パッケージデザインに■ (有)〇〇デザイン) の協力をあおぐ予定。

加工場及び直売所設置 : ☆☆ ((株)〇〇出店担当)

販売促進部 : ●● ((株)〇〇) ほか2名

(※組織図の添付をもって記載に代えることも可)

#### ② 総合化事業の用に供する施設の整備の内容 (別表1)

#### ③ 特例措置 (別表2)

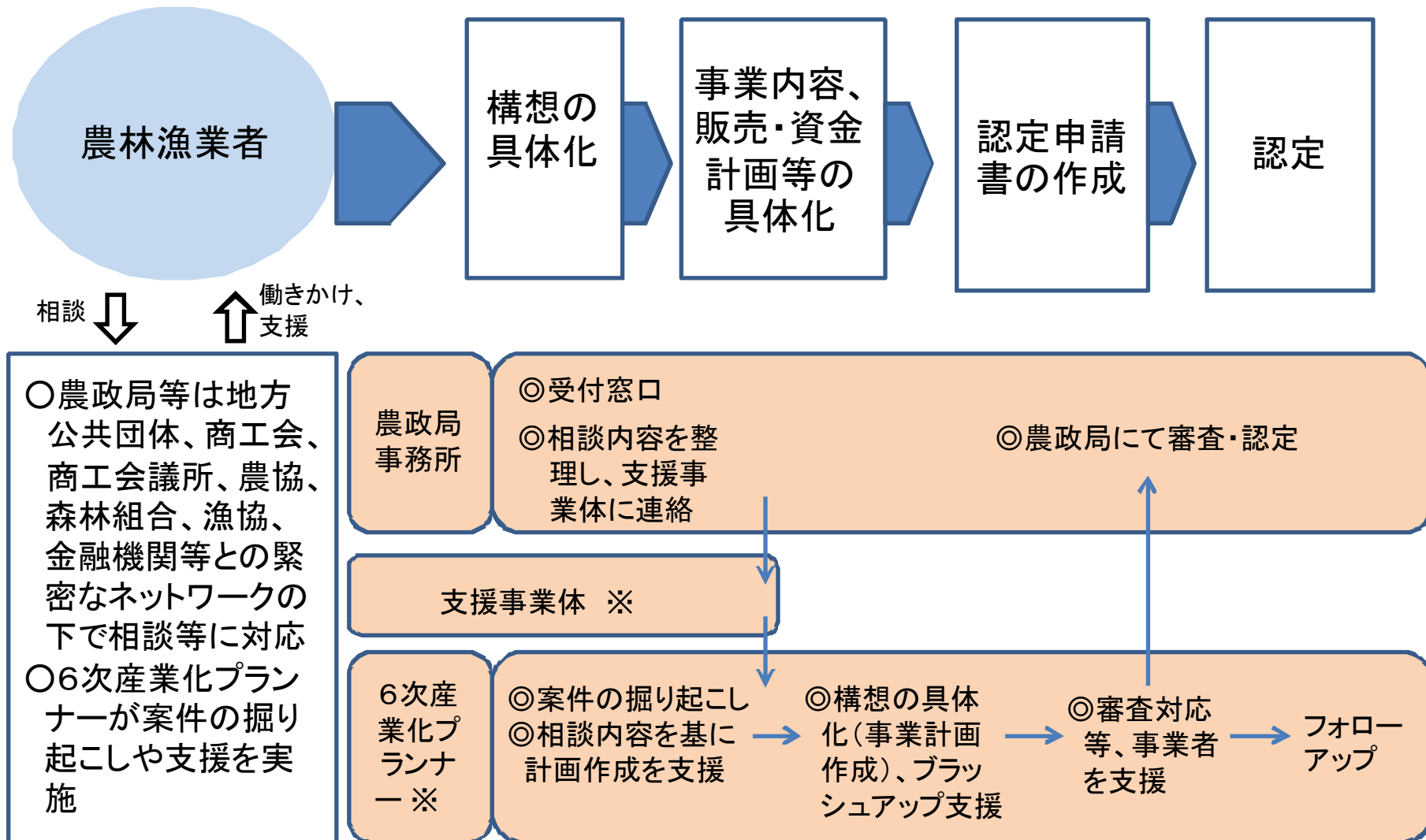
#### ④ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (別表3)

## 6 総合化事業の実施期間

平成23年6月1日～平成26年6月1日

# 8 六次産業化法の事業計画の認定までのフロー

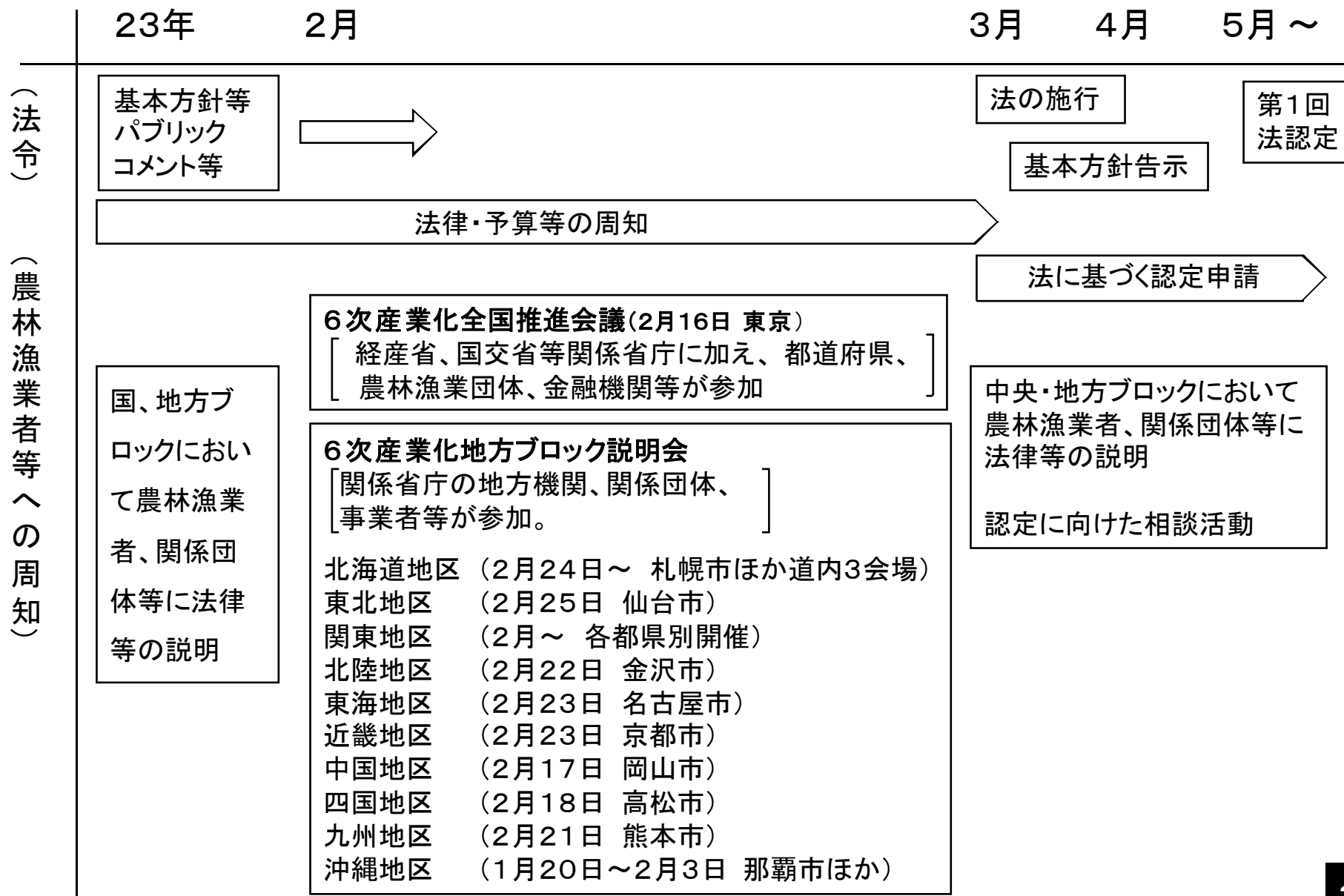
地方公共団体等との緊密なネットワークの下で相談等に対応。  
 具体的な申請の手続については農政局・農政事務所等に総合的な窓口を設置。



- 農政局等は地方公共団体、商工会、商工会議所、農協、森林組合、漁協、金融機関等との緊密なネットワークの下で相談等に対応
- 6次産業化プランナーが案件の掘り起こしや支援を実施

※ 6次産業化プランナー、支援事業体は平成23年度の早い段階に設置予定。

# 9 今後の主なスケジュール



## 10 各地方農政局等における推進のネットワーク

ブロック	推進のネットワーク・名称	主な構成メンバー
北海道農政事務所	食クラスター連携協議体	国の地方機関(経産局、開発局等)、道庁、道内全市町村、道経連、ノーステック財団、中小機構、公庫、地銀、JA中央会、ホクレン、道漁連、食品関係企業、マスコミ等
東北農政局	東北ブロック6次産業化推進行動会議	国の地方機関(経産局、整備局、運輸局等)、管内の全県庁、東経連、公庫、地銀、JA中央会、全農、森連、漁連、農業法人協会、クラスター協議会、観光推進機構等
関東農政局	関東ブロック6次産業化推進連絡会議 1都9県6次産業化推進連絡会(農政事務所単位)	国の地方機関(経産局、整備局、運輸局、森林管理局等)、管内の全都県庁、商工会議所、中小機構、公庫、JA中央会、全農、森連、漁連、農業法人協会、食品産業センター等
北陸農政局	北陸地域農林漁業・農山漁村6次産業化推進協議会	国の地方機関(経産局、整備局、運輸局、森林管理局、農研機構等)、管内の全県庁、公庫、中小機構、JETRO、JA中央会、森連、漁連、農業法人協会、農業会議、土改連、担い手協、食品産業協会、商工会議所・商工会、地銀、信用金庫等
東海農政局	東海地域6次産業化推進協議会	国の地方機関(経産局、整備局、森林管理局、農研機構等)、管内の全県庁、公庫、銀行協会、中小機構、JETRO、JA中央会、森連、漁連、農業法人協会、食品産業協議会等
近畿農政局	近畿農業・農村6次産業化協議会、 近畿農業・農村6次産業倶楽部、 近畿農林水産業・農山漁村6次産業化・地産地消連絡会議	国の地方機関(経産局、整備局、運輸局、森林管理局、農研機構等)、管内の全府県庁、公庫、中小機構、JA中央会、森連、漁連、食品産業協議会、総菜協会、チェーンストア協会、百貨店協会等
中国四国農政局	中国地域6次産業化連絡会議、 四国地域6次産業化連絡会議	構成: 管内の全県庁 オブザーバー: 国の地方機関(財務局、経産局、整備局、運輸局、森林管理局等)、農林中央金庫(島根・岡山・高松)、食品産業クラスター、チェーンストア協会、近中四農研、等
九州農政局	九州地域6次産業化推進会議	国の地方機関(経産局、農研機構)、管内の全県庁、JA(経済連、単協)、公庫、都市農村交流関係者、農産物加工流通実践者、大学等
沖縄総合事務局	沖縄地域6次産業化推進協議会	国の地方機関(経産部、運輸部、開発建設部等)、管内の全県庁、JA、漁連、公庫、JETRO、工業連合会、農業法人協会、沖縄観光コンベンションビューロー等

# (参考)

## 6次産業化について、皆様からのお問い合わせにお答えする 窓口の一覧

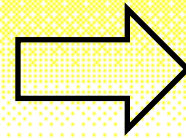
北海道農政事務所 農政推進課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6 電話番号:011-642-5410	[担当都道府県] 北海道
東北農政局 生産経営流通部食品課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎 電話番号:022-221-6146	[担当都道府県] 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局 生産経営流通部食品課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号:048-740-0034	[担当都道府県] 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 生産経営流通部食品課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 電話番号:076-232-4233	[担当都道府県] 新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 生産経営流通部食品課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号 農林総合庁舎1号館 電話番号:052-746-1215	[担当都道府県] 岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 生産経営流通部食品課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 電話番号:075-414-9024	[担当都道府県] 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局 生産経営流通部食品課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 電話番号:086-224-9415	[担当都道府県] 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局 生産経営流通部食品課	〒860-8527 熊本県熊本市春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎 電話番号:096-211-9624	[担当都道府県] 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食品・環境課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号:098-866-1673	[担当都道府県] 沖縄県

※上記以外にも各地方農政事務所(農政推進課)においても相談を受け付けておりますので、併せて御活用ください。

- 農山漁村の6次産業化に関する本省のお問い合わせ先は、
  - 総合食料局 食品産業企画課(TEL 03-6744-7143)
- ※農山漁村の6次産業化に関する情報は、【<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/6jika.html>】に記載しております。

# (参考) 平成23年度 未来を切り拓く6次産業創出総合対策(※印の部分で130億円)

1次×2次×3次産業の促進



農林漁業者の所得向上  
農山漁村の活性化  
新たな市場・付加価値の創造

## 基幹対策(※)

### 〔農林漁業者自らの加工・販売分野への進出〕

- 6次産業化プランナーによる専門的アドバイス
- 新商品の開発や販路開拓
- 加工・販売施設や農業用機械の整備

### 〔農山漁村に由来する資源の活用〕

- 素材・エネルギー・医薬品分野等での新産業の創出
- 地域におけるバイオマスの利活用の推進
- バイオ燃料製造技術の実証

## 市場拡大対策(※)

### 国内市場活性化、海外市場開拓の促進

- ・ 高齢者向け加工食品の供給円滑化
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大と食品産業の東アジア等への海外展開

## 関連対策

### 品目・産地・担い手対策における取組推進

- ・ 加工・業務用の新品種・新作物の導入など、農林漁業者の6次産業化に向けた品目・産地・担い手対策としての取組を推進

### 6次産業化向け制度融資

- ・ 6次産業化に資する農業改良資金や短期運転資金の融通

### 農山漁村の交流促進

- ・ 農山漁村の豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの交流の取組を支援

### 研究開発の推進

- ・ 農林水産物を活用した新素材・医薬品の開発
- ・ 加工・業務用需要に対応した新品種等の開発